

1 1 - 4 岐阜県立岐阜清流特別支援学校 P T A 会計契約審査会設置要綱

(設置)

第 1 条 P T A 会計の契約事務を審査するため、岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校 P T A 会計事務取扱要領第 6 条に定める「岐阜県立岐阜清流高等特別学校 P T A 契約審査会（以下「審査会」という。）」に関する事項を定める。

(組織)

第 2 条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は校長をもって充て、副会長は教頭をもって充てる。

3 委員は、P T A 会長、P T A 副会長、事務長、部主事、教務主任をもって充てる。

(庶務)

第 3 条 審査会に関する庶務は、P T A 担当分掌において行う。

(その他)

第 4 条 第 1 条から第 3 条以外の規定は、岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校契約審査会設置要綱を準用する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 3 0 日から施行する。